

大阪府公告第33号

大阪府伝統工芸品の指定に関する要綱第6条の規定により、次のとおり大阪の伝統工芸品の指定の要件を変更した。

令和6年4月10日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 工芸品の名称  
大阪欄間彫刻

- 2 伝統的な技術又は技法

変更前	変更後
(1) 彫刻欄間にあつては、彫りは「立体彫」によること。なお、両面彫りのものにあつては、板材の厚さは45ミリメートル以上とする。	(1) 彫刻欄間にあつては、彫りは「立体彫」によること。
(2) (略)	(2) (略)

- 3 伝統的に使用されてきた原材料の名称  
スギ、ヒノキ若しくはキリ又はこれらと同等の材質を有するもの